

移住支援金事業の事業概要
(2019年度より6年間を目途に実施)

富山県総合政策局

1 趣旨

東京圏への過度な一極集中の是正及び地方の中小企業等における人手不足の解消を目的に、地方創生推進交付金を活用して移住者に対し支援金を支給することにより、U I J ターンによる就業者の創出を図るもの。

この制度を活用し、市町村、金融機関、商工会議所、商工会等との連携によりさらなる人手不足対策に取り組むもの。

2 事業主体

都道府県及び市町村 (負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4)

3 移住支援金支給額

単身で移住の場合： 60万円

世帯で移住の場合： 100万円

※移住した上で、起業した場合は起業支援金(最大200万円:負担割合 国1/2、県1/2)と合わせ最大300万円が支給される。

4 支援対象者の要件

- (1) 直近10年間で通算5年以上、東京23区在住又は通勤していた者
- (2) 富山県内に移住した者
- (3) 移住地で中小企業等に就業又は起業した者

5 返還制度

- (1) 申請日から5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出

※富山県内の統ルールとして、移住促進を図る観点から、支援金受給者が富山県内で移動しても返還対象としない。

- (2) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞職 等

6 対象となる法人の要件（以下の全てを満たす法人）

(ア) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

(イ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。

(ウ) みなし大企業でないこと。（本事業に係る「みなし大企業」とは、以下のいずれかに該当する法人とする。ただし、上記（イ）の法人が、いわゆる親会社である場合は「みなし大企業」とはしない。）

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

※上記項目の資本金10億円以上の法人が、「6 対象となる法人の要件（イ）」で本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。

(エ) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）でないこと。

(オ) 雇用保険の適用事業主であること。

(カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

なお、個人事業主や法人格を持たない団体については、上記項目（オ）～（キ）等に該当することが把握できる場合には、本事業の対象とすることができる。

7 対象求人の要件

- ・週20時間以上の無期雇用契約
- ・勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域であるもの
※とやまUターンガイドに「移住支援金対象求人」として、求人が掲載されている

ことが条件となります。

※上記の求人であれば、とやまUターンガイド以外でのマッチング（ハローワークやその他求人サイトなど）についても移住支援金の対象となります。

8 申請先・支給方法

- (1) 支給希望者は、移住後1年以内かつ就業後3か月以上経過後に、市町村に申請
- (2) 市町村は、要件が満たされていることを確認後、申請者に移住支援金を支給